

多 報 審 第 1 号
平成 28 年 10 月 26 日

多治見市長 古 川 雅 典 様

多治見市特別職報酬等審議会
会長 今 枝 寛 彦



多治見市特別職等の報酬等の額について（答申）

平成 28 年 8 月 2 日付け多人第 133 号をもって当審議会に対し意見を求められた、多治見市議会議員の議員報酬の額及び議会の政務活動費の額並びに多治見市長、副市長及び教育長の給料の額について、下記のとおり答申します。

記

1 議員の報酬月額

役職名	答申額	現行との比較
議長	580,000 円	据え置き
副議長	530,000 円	据え置き
議員	482,000 円	据え置き

2 政務活動費の年額

項目名	答申額	現行との比較
政務活動費	250,000 円	据え置き

3 市長、副市長及び教育長の給料月額

役職名	答申額	現行との比較
市長	1,005,000 円	据え置き
副市長	840,000 円	据え置き
教育長	665,000 円	据え置き

4 審議経過

多治見市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は隔年で開催しています。今回の審議会は、平成 28 年 8 月 2 日に市長からの諮問を受け、前回の答申（平成 26 年）以降の状況変化を踏まえて、事務局から提出された資料及び審議会から提出を求めた資料等を参考に慎重な審議を行いました。

審議の状況は、次のとおりです。

(1) 総論

諮問された報酬、給料等の額について、市政の進捗状況、民間企業の給与、景気動向、本市の財政状況、公務員の給与を改定する人事院勧告、他自治体の状況等を参考としつつ審議を行いました。

一般の市民感覚、市民感情からすれば、どの役職についても報酬等が高水準であるという意見がある一方、市政を担う市議会議員及び特別職には、その職務と責任に見合う報酬を設定すべきという意見もありました。そもそも報酬等は市議会議員の活動状況や特別職の職務及び成果を的確に評価して額を定める必要がありますが、その評価基準は様ではないことから、過去の経緯や他市の事例、景気動向等を参考にした議論により、現行の報酬額等が適当であるか否かを総合的に判断しました。

(2) 市議会議員の議員報酬の額

一般の市民感覚、市民感情では議員の報酬は高水準であるという意見や、議員の活動状況や実績が市民には見えにくいという意見が出される一方、若く熱意がある人が議員になろうと希望を持つことができる報酬水準が望ましいという意見や、議員として活動するために安心して生活することができる報酬であるべきとの意見がありました。

各種資料を参考に審議した結果、当審議会が2年前に「引き上げ」を答申して以来現在に至るまで、議員報酬を「引き上げ」、又は「引き下げる」大きな要因はないものと判断し、「据え置き」が妥当という結論に至りました。

(3) 議会の政務活動費の額

全国的に不適切な執行が発覚し、それにより議員が辞職する事案が相次ぐなど、市民の政務活動費に対する注目が高まっています。本市においては、政務活動費の執行にあたり事前に議長の承認を必要とすることや、活動報告では全ての支出の領収書の添付を義務付け、議長や議会事務局によるチェックを行っていることなど、適正な執行に努めていることを確認しました。視察研修や調査活動などの活動の成果を報告書にまとめてホームページや市政情報コーナーを通して市民へ広く公開する体制を評価する意見や、これまで以上に視察研修や調査活動の必要性の精査を望む意見がありました。政務活動費については、議員の議員活動や政務活動費の実績などから、「据え置き」が妥当という結論に至りました。

なお、政務活動費のうち、視察報告等は会派で総括した報告書の提出を行っている事例があることに対し、議員一人ひとりの市政に対する考え方や活動で得たこと、政策に生かす視点が異なるので、報告にはそれぞれの議員の意見を掲載することを望む意見があったことを付記します。

(4) 多治見市長、副市長及び教育長の給料の額

①市長の給料月額

平成 27 年度は、第 6 次総合計画の成果を整理し第 7 次総合計画をまとめる年でした。また、平成 18 年の笠原町との合併に伴い策定した新市建設計画の最終年度でもありました。平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 年間の政策の取り組みやその成果について検討した結果、一定の成果があることを認めることができますが、人口減少への対応など課題も見受けられます。

各種資料を参考に審議した結果、当審議会が 2 年前に「引き上げ」を答申して以来現在に至るまで、給料を「引き上げ」、又は「引き下げる」大きな要因はないものと判断し、「据え置き」が妥当という結論に至りました。

②副市長の給料月額

外交を担う市長と内政を担う副市長が一体となって市政に取り組む状況においては、副市長のみを取り上げて成果を評価することは適当でないと考えられます。市の財政状況や事業の進捗状況を的確に把握し、市長がめざす政策の具体的な推進を担っていることを考慮し、市長への評価と一体的に判断することとしました。その結果、給料を「引き上げ」、又は「引き下げる」大きな要因はないものと判断し、「据え置き」が妥当という結論に至りました。

③教育長の給料月額

教育長の給料月額については、教育委員会制度の改正により次期教育長から特別職となることから、初めて審議対象となりました。現在の教育長は、任期満了となる平成 29 年 9 月 30 日まで従前の制度による一般職の教育長として在任します。法に基づく身分の変更はあるものの、給料を「引き上げ」又は「引き下げる」大きな要因はないものと判断し、次期教育長の給料額は現行の一般職である教育長の給料額と同額が妥当という結論に至りました。

(5) 審議日程

回 数	開催日	内容
第 1 回	平成 28 年 8 月 2 日	・ 辞令交付 ・ 会長互選、会長職務代理指名 ・ 諮問 ・ 審議日程等の確認 ・ 提出資料の説明及び質疑、審議
第 2 回	平成 28 年 9 月 9 日	・ 追加資料の説明 ・ 審議会としての方向性の審議
第 3 回	平成 28 年 10 月 10 日	・ 答申（案）の審議
答 申	平成 28 年 10 月 26 日	市長へ答申

<審議に際して提出された資料等>

- 多治見市特別職の給料等の改定状況調
- 県下都市の現行給料額等への改定状況（減額措置を除く）
- 県下都市における特別職の給料等の状況（H28.4.1 現在）
- 県下都市における人口 1 人当たりの特別職の給料等の状況（H28.4.1 現在）
- 類似団体における特別職の給料等の状況（H28.4.1 現在）
- 類似団体における人口 1 人当たりの特別職の給料等の状況（H28.4.1 現在）
- 県下都市における教育長の改定状況（H28.4.1 現在）
- 類似団体等における教育長の改定状況（H28.4.1 現在）
- 特別職の期末手当額の推移(本則)、特別職の年収額の推移（本則）
- 議員人件費の推移、常勤特別職人件費の推移
- 県下都市（21 市）財政規模調（H26 年度 普通会計）
- 多治見市における市税の状況
- 一般財源と議会費
- 議員の活動状況
- 議員数及び普通会計における人件費比率の推移
- 職員数の推移、一般会計の職員給等の決算額推移
- 一般職の平均給料月額、一般職給料改定率の推移
- ラスパイレス指数の推移、県内都市（21 市）のラスパイレス指数
- 最低賃金の推移
- 政務活動費について
- 政務活動費会派別収支明細書（H26 年度、H27 年度）
- 県内都市の政務活動費の状況
- 近隣の同規模市及び類似団体の政務活動費の状況
- 景気動向指数の推移（国・岐阜県）
- 市長の実績一覧
- シティプロモーションパンフレット

<審議の過程で提出を求めた資料>

- 特別職の退職手当支給状況（県下 14 市）
- 平成 28 年人事院勧告の概要（主なポイント）
- 企業誘致の成果